

土地改良法の一部を改正する法律案について

平成13年2月
農林水産省

1 趣旨

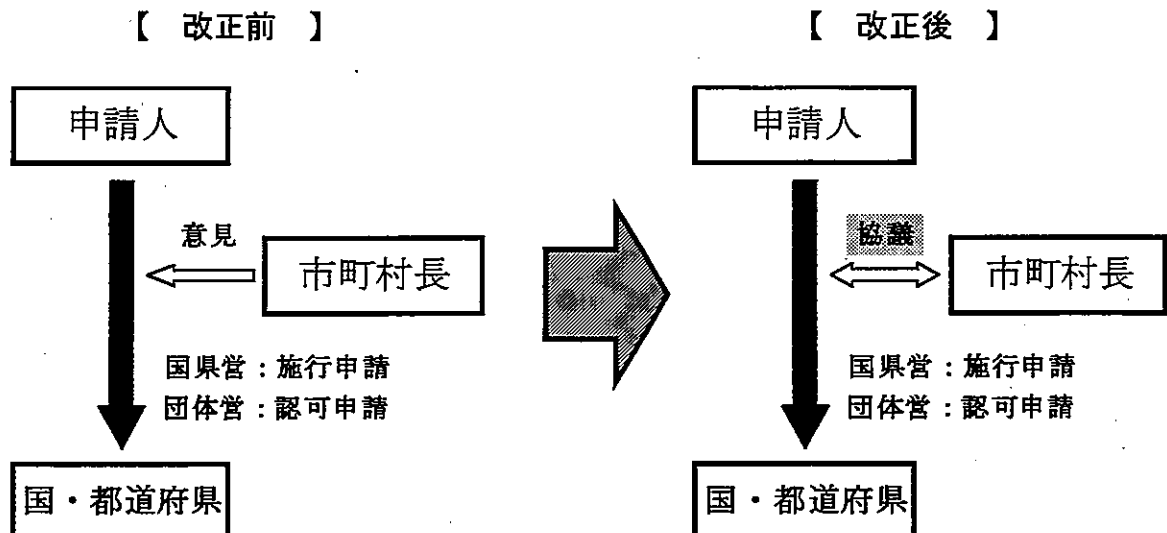
- 混住化が進み、非農家が多数を占める農村へと変貌する中、地域全体の理解を得た事業実施が必要。
- 土地改良事業の実施に当たって環境との調和への配慮が求められている（食料・農業・農村基本法第24条）。
- 食料の安定供給・農業の持続的発展を支えるため、22兆円を超える土地改良施設を適切に維持・更新するための手続の改善が必要。
- 公共事業の効率的・効果的な実施が求められている。

このような土地改良事業をめぐる社会経済情勢の変化を受け、事業実施面で新たな展開を図るとともに、以下の事項を内容とする土地改良法の一部改正法案を提出することとする。

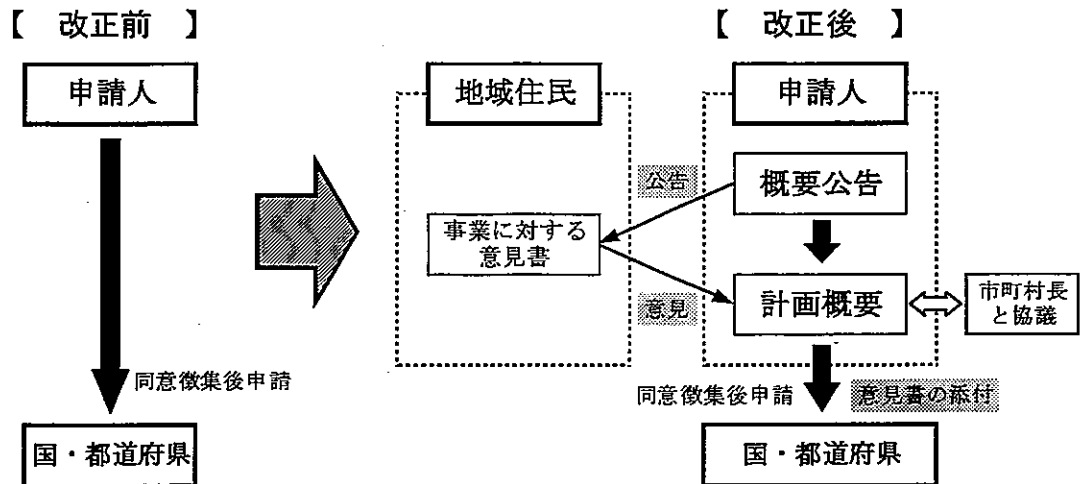
2 概要

(1) 地域の意向を踏まえた事業計画の策定

- ① 地域の意向をよりの確に反映させるため、事業計画について行っている「市町村長の意見聴取」を、「市町村長との協議」に改める。（第5条、第85条等）



- ② 地域住民を含め広く意見を聴くことで事業の円滑な実施を図るため、国県営事業について、あらかじめ計画概要を公告・縦覧し、これに意見がある者は意見書を提出できる仕組みを設ける。(第85条等)



(2) 事業実施に当たっての環境との調和への配慮

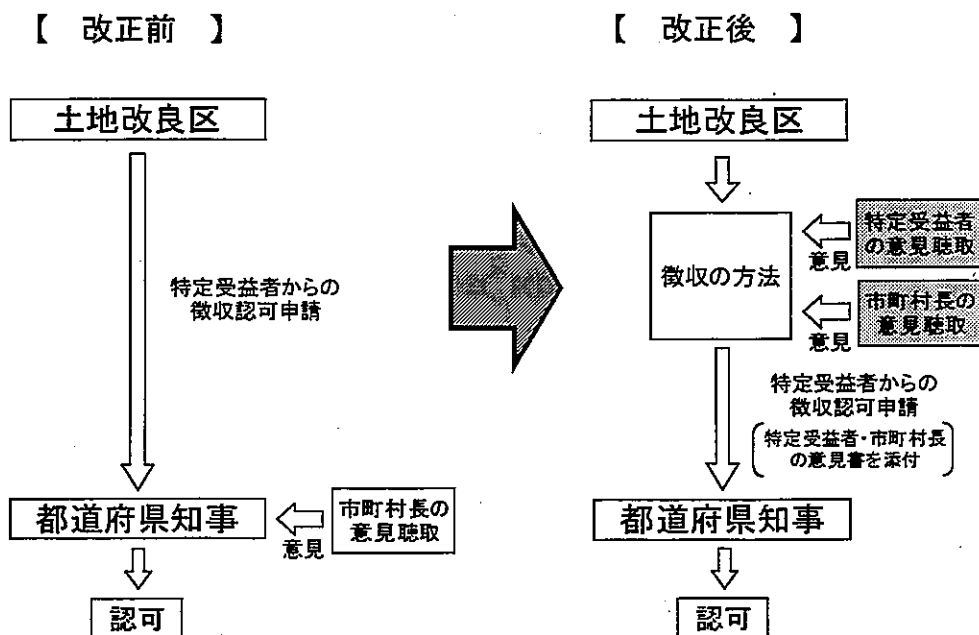
食料・農業・農村基本法を踏まえ、土地改良事業の施行に当たっての原則として「環境との調和への配慮」を追加する。(第1条)

【食料・農業・農村基本法(農業生産の基盤の整備)】

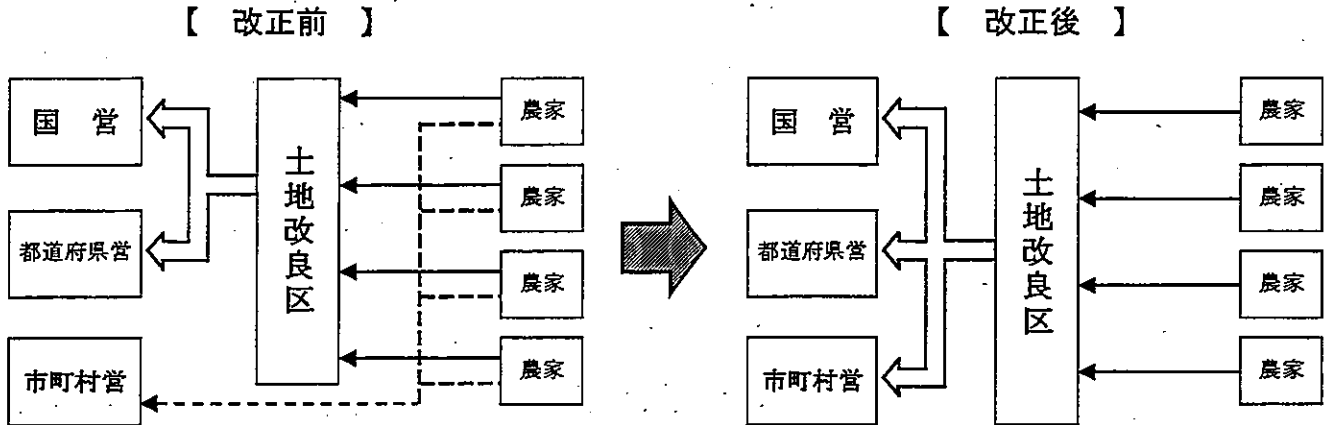
第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(3) 地域と連携した土地改良施設の管理や適時適切な更新

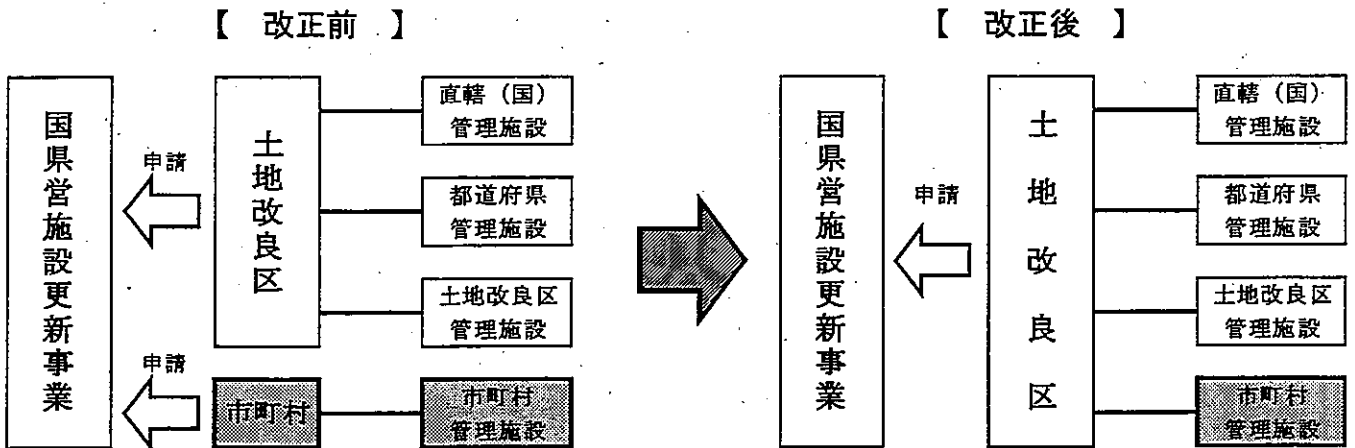
- ① 排水施設等の管理により利益を受けている住民からの費用徴収を円滑に行うため、知事認可に先立って、あらかじめ住民等の意見聴取を行う手続を設ける。(第36条)



- ② 国営、土地改良区営事業について行われている土地改良区を通じた負担金徴収を、市町村営事業についても行うことができるようにする。(第96条の4)



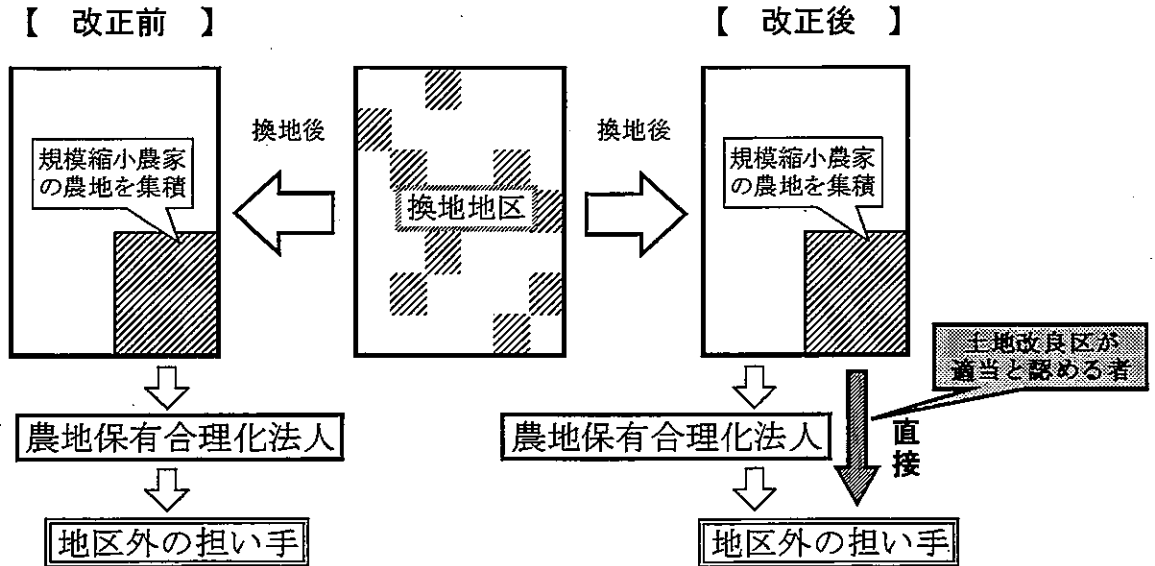
- ③ 土地改良区が管理する施設と関連した市町村管理施設について、国営管理施設等と同様に国営事業での更新を土地改良区が申請できるようにする。(第85条の3)



- ④ 施設機能の維持を図るもので、農家負担が増加しない等の一定の要件に合致する施設の更新事業（同意徴集が簡略化されるもの）の対象に、土地改良区の同意を条件に、国・県発意のものを追加する。(第87条の2)

(4) 土地改良区の役割の一層の発揮

土地改良区が換地を行う際に、地区外の担い手に対して規模縮小農家の農地を取得させるには農地保有合理化法人を経由させているが、これに加えて、土地改良区が適当と認めた担い手に直接取得させる途を開く。(第53条の3の2)



(5) 再評価に対応した国県営事業の廃止手続等の整備

再評価の結果、国県営事業の廃止を行う際の手続を、現行の計画変更の手続に準じて定める。(第87条の3)

国営事業が廃止された場合の国と県の費用負担については両者の協議で決める旨定める。(第90条)

土地改良法の一部改正が目指すもの

